

# ごみ処理基本計画書

【概要版】

平成24年3月

つがる市



# 目 次

第1章	ごみ処理基本計画の概要	-----1
I	本計画の目的と意義	-----1
II	ごみ処理基本計画の基本フレーム	-----2
1.	目的	-----2
2.	基本方針	-----2
3.	計画対象区域	-----3
4.	計画区域内人口	-----3
5.	計画目標年次	-----3
6.	処理計画	-----3
第2章	ごみ処理の現況と評価	-----4
I	ごみ処理の体系(沿革)	-----4
II	ごみの収集・運搬の現況	-----5
1.	収集区域	-----5
2.	排出方法	-----5
3.	収集方法及び収集頻度	-----5
4.	運搬のシステム	-----6
5.	収集及び運搬に関する苦情の状況	-----6
III	中間処理の現況	-----7
IV	最終処分の現況	-----7
V	再資源化・減量化対策の現況	-----8
VI	ごみ処理の現況評価及び問題点	-----9
1.	収集運搬の現況評価及び問題点	-----9
2.	中間処理の現況評価及び問題点	-----9
3.	最終処分の現況評価及び問題点	-----10

4. 再資源化・減量化対策の現況評価及び問題点	-----10
5. ごみ処理の問題点の総括	-----10
第3章　ごみ処理基本計画の検討	-----11
I　収集・運搬計画の検討	-----11
1. 分別の種類	-----11
2. 収集頻度	-----12
3. ステーションの配置	-----14
4. 収集形態	-----14
II　中間処理計画の検討	-----16
1. 粗大ごみ・不燃ごみ破碎・選別・再資源化処理計画	-----16
2. 焼却処理計画	-----16
III　最終処分計画の検討	-----17
IV　資源化・減量化・減容化計画の検討	-----18
1. 減量化等の目標の設定	-----18
2. 減量化のための施策	-----20
第4章　ごみ処理基本計画	-----23
I　計画のフレーム	-----23
1. 計画目標年次	-----23
2. 計画区域	-----23
3. 計画人口	-----23
II　収集運搬計画	-----23
1. ごみの分別の区分	-----23
2. 収集頻度	-----23
3. ごみの排出容器	-----24
III　中間処理計画	-----24
1. ごみの区分別の中間処理計画	-----24

2. 中間処理施設計画	-----	24
IV 最終処分計画	-----	24
V 資源化・減量化計画	-----	25
1. 減量化等の目標	-----	25
2. 減量化のための施策	-----	25



# 第1章 ごみ処理基本計画の概要

## I 本計画の目的と意義

本市は、津軽半島の南西部に位置し、北部から東部にかけて順に中泊町、五所川原市と接し、南部は鶴田町、弘前市、鱒ヶ沢町、西部が日本海に接している。

現在、本市のごみ処理は、ごみの収集を民間に委託し、資源ごみの再資源化も民間に委託している。可燃ごみは西北五環境整備事務組合西部クリーンセンターにおいて焼却処理を行い、不燃ごみに関しては木造稲垣一般廃棄物最終処分場・森田一般廃棄物最終処分場・車力一般廃棄物最終処分場の3処分場において埋立処分を行っている状況にある。

今後、ごみの収集内容の統一化とともに、ごみ処理に係る長期展望と実現化施策の検討が、強く求められることが予想される。従って、本計画は、収集内容の統一化にとどまらず、今後ますます重要となるであろう、ごみの減量化・再資源化・有効利用・収集運搬の効率化等の推進による処理経費の削減、最終処分場の確保に至るまで、総合的に検討することを目的とする。

## Ⅱ ごみ処理基本計画の基本フレーム

### 1. 目的

平成5年3月に厚生省より「ごみ処理基本計画策定指針」が出され、ごみ処理基本計画の位置付けが明確化された。すなわち、本計画の目的は、『長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める』ことである。

### 2. 基本方針

基本方針は、将来のごみ処理体系の整備方針の基礎となるもので、ごみを適正に処理し、住民のために健康的な生活環境の育成と、環境保全を主眼として、平成23年3月策定の「つがる市総合計画 後期計画」に基づき設定する。

「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」

「つがる市総合計画 後期計画 基本理念」

「快適とやすらぎのある暮らしづくり」

かけがえない財産である自然環境を保全し次世代に残すために、適正なごみ処理体制や下水道処理施設などの基盤整備を継続的に進め、環境・エネルギー問題に配慮した地球に優しいまちづくりに努める一方、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上を図り、資源循環型社会の確立を推進します。

また、公園や緑地などの憩いの場など魅力ある公共空間の創出と住宅棟の生活の場を整備し、快適で暮らしやすい生活環境を整備するとともに、災害や事故、犯罪等から市民を守り、すべての市民が安心して暮らすことのできる生活環境づくりを推進します。

「つがる市総合計画 後期計画 基本目標3」

**気付こう環境、築こう未来を。～かけがえない自然・環境を豊かな未来のために～**

豊かな自然、恵まれた環境を一人ひとりが認識し、環境保全のためのそれぞれの責任を自覚して、「日本のふるさと」を未来の子供達のために残しましょう。



### 3. 計画対象区域

つがる市全域とする。

### 4. 計画区域内人口

計画目標年次における計画区域内人口は31,165人とする。

### 5. 計画目標年次

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成5年3月15日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）によれば、ごみ処理基本計画の計画目標年次は計画策定時より10～15年程度とするとある。したがって、本計画では平成24年度を初年度とし平成38年度を目標年度とした15ヶ年計画とする。

### 6. 処理計画

本市におけるごみ処理計画の概要を表1-1に示す。

表1-1 ごみ処理計画

	最終処分に関する事項	再資源化及び有効利用に関する事項	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
(1)一般廃棄物の処理主体	つがる市	つがる市 (委託)	西北五環境整備事務組合 つがる市
(2)目標	最終処分場の延命化 効率的な運用	総排出量平成19年度比16%削減 再資源化率23%	可燃ごみの全量焼却処理
(3)処理計画達成の 為の施策	中間処理による最終処分量の削減	生ごみ処理機器の普及及び有効利用促進 事業系一般ごみの減量化 資源ごみ分別の徹底 学校教育等を通じた啓発 家庭ごみの有料化の検討 生ごみ水切りの徹底 粗大ごみ・不燃ごみ全量中間処理の実現	中間処理施設の建設

## 第2章 ごみ処理の現況と評価

### I ごみ処理の体系(沿革)

つがる市におけるごみ処理は、収集内容(分別品目・収集頻度等)は異なるものの、体系そのものは、ほぼ共通している。可燃ごみについては合併前より、西北五環境整備事務組合の西部クリーンセンターで焼却処理を行っている。不燃ごみ・粗大ごみは、合併前のいずれの町村とも中間処理施設を有しておらず、西北五環境整備事務組合においても、中間処理施設を有していないことから、各町村の一般廃棄物最終処分場に埋立処分されている。資源ごみについても同様に中間処理施設を有していないため、分別回収した資源ごみは民間委託により資源化を行っている。

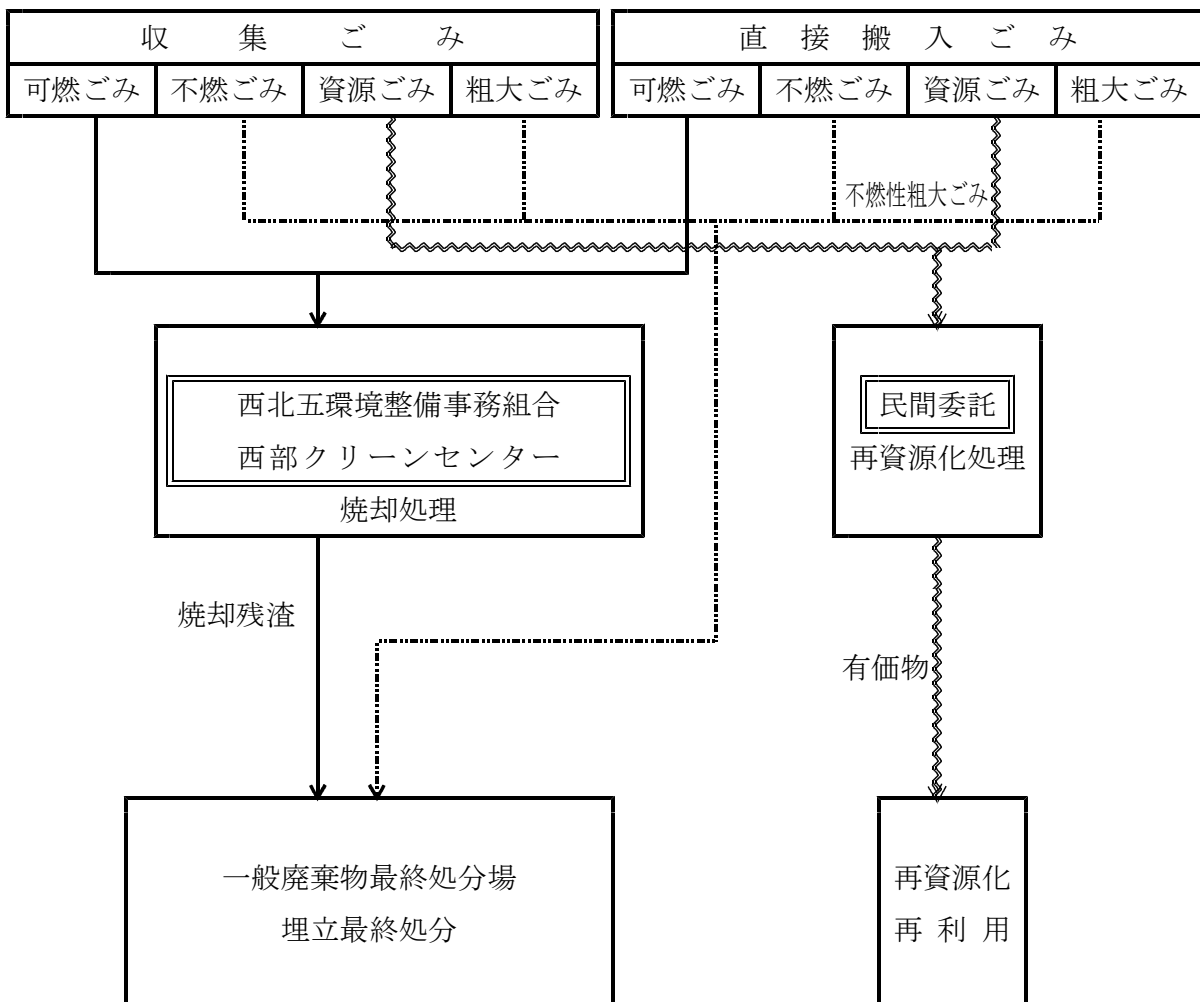


図2-1 計画区域におけるごみ処理フローシート

## Ⅱ ごみの収集・運搬の現況

### 1. 収集区域

収集区域は行政区域全域であり、収集人口は37,094人(平成23年3月31日現在)である。

### 2. 排出方法

一般家庭からの生活ごみの排出方法は、以下の通りである。

- ・可燃ごみ；指定ごみ袋にて収集ステーションに排出
- ・不燃ごみ；指定ごみ袋にて収集ステーションに排出
- ・資源ごみ；指定ごみ袋にて収集ステーションに排出

### 3. 収集方法及び収集頻度

本市の収集頻度は表2-1の通りである。全行政区域においてステーション方式による収集を行っている。

表2-1 各地区の収集方法及び収集頻度(平成23年度現在)

	木造地区	森田地区	稲垣地区	車力地区	柏地区
①可燃ごみ(燃やせるごみ)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
②不燃ごみ(燃やせないごみ)	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
③ペットボトル	2回/月	1回/月	2回/月	1回/週	1回/週
④空きびん	1回/月	1回/月	2回/月	1回/週	1回/週
⑤空き缶	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
⑥その他プラスチック類	1回/週	1回/週	2回/月	2回/月	1回/週
⑦その他の紙	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	1回/週
⑧紙パック	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	1回/週
⑨新聞・チラシ	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	1回/週
⑩書籍・雑誌	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	1回/週
⑪段ボール	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	1回/週
⑫粗大ごみ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年

収集頻度については、各地区によりばらつきがある。

また、資源ごみについて柏地区では毎週水曜日に全品目の収集を行っているなど、収集日の区分けについてもばらつきがある。

#### 4. 運搬のシステム

各地区とも生活系ごみについては民間委託による収集を実施している。なお、事業系ごみは許可業者による収集及び直接搬入としている。

表 2-2 つがる市におけるごみ運搬のシステム

	収集車		運搬車		車両計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
木造	7台	13 t	1台	3 t	8台	16 t
森田	2台	7 t	—	—	2台	7 t
柏	3台	5 t	3台	9 t	6台	14 t
稲垣	2台	3 t	3台	9 t	5台	12 t
車力	2台	4 t	3台	5 t	5台	9 t

#### 5. 収集及び運搬に関する苦情の状況

本市における収集及び運搬に関して、苦情は特に寄せられていない。

### Ⅲ 中間処理の現況

本市で発生した可燃ごみは西北五環境整備事務組合西部クリーンセンター(以下「クリーンセンター」)において、焼却処理されている。

不燃ごみ及び粗大ごみは中間処理を行わず埋立最終処分を行っている。

資源ごみは民間委託により、資源化を行っている。

クリーンセンターの概要を表2-3に示す。

表2-3 焼却施設の概要

施設名称	西部クリーンセンター
施設所管	西北五環境整備事務組合
所在地	つがる市稲垣町繁田
敷地面積	22,366.7m <sup>2</sup>
処理能力	100t/16h(50t×2炉)
処理方式	ストーカー床式焼却炉
竣工年月	昭和61年11月(平成14年度基幹改良)

### Ⅳ 最終処分の現況

本市では現在木造稲垣一般廃棄物最終処分場・森田一般廃棄物最終処分場・車力一般廃棄物最終処分場の3箇所の最終処分場において最終処分を行っている。

表2-4 最終処分の現状

施設名称	木造稲垣一般廃棄物 最終処分場	森田一般廃棄物 最終処分場	車力一般廃棄物 最終処分場
使用開始	2003年度	1995年度	1994年度
埋立地面積	5,813 m <sup>2</sup>	4,600 m <sup>2</sup>	4,840 m <sup>2</sup>
埋立容量	24,860 m <sup>3</sup>	16,299 m <sup>3</sup>	15,413 m <sup>3</sup>
残容量	13,040 m <sup>3</sup>	4,137 m <sup>3</sup>	3,847 m <sup>3</sup>

※残容量は平成22年度末現在

## V 再資源化・減量化対策の現況

現在、資源ごみに関しては分別収集後、一旦ストックし民間委託による処理を行っている。  
また、現在生ごみ処理機器の普及促進等により再資源化・減量化を推進している。

しかしながら、平成19年度以降の購入費助成金実施状況は表2-5に示すとおり、極めて少数に止まっている。

表2-5 生ごみ処理容器購入費助成金実施状況の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
コンポスト(3,000円/台)	3	0	3	1
電気式(10,000円/台)	3	1	0	0

## VI ごみ処理の現況評価及び問題点

### 1. 収集運搬の現況評価及び問題点

前回計画策定以降、粗大ごみの全域収集を開始するなど、統一化への取り組みは行っているものの、現段階では完全な統一化がなされているとは言えない状況である。

ステーション1箇所あたりの人口については、多少のばらつきはあるものの、大きな差はない。

以上から、以下の問題点があげられる。

- ・収集回数の統一化

### 2. 中間処理の現況評価及び問題点

現在、可燃ごみに関しては、クリーンセンターにおいて、全量焼却されているものの、供用開始以降25年が経過しており、老朽化は否めない状況である。

新焼却施設について、平成15年度までに整備予定であったが、周辺住民等の同意が得られず設置を断念し、現在ではし尿処理施設(汚泥再生処理センター)を優先して整備を完了しており、ごみ処理施設整備は先送りされてきた。平成24年度以降焼却施設について事業着手の方針ではあるものの、用地が未確定の状況を踏まえると、供用開始時期は不確定要素が多い。

不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理体制が、現状においては未整備の状況にあり、西北五環境整備事務組合においては、当初新焼却施設とともに平成15年度までに整備予定であったが、焼却施設と併せて設置を断念。その後、整備についての議論そのものがなされていないのが実情である。処分場の延命化のためにも、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理体制の整備が望まれる。

以上から以下の問題点があげられる。

- ・不燃ごみ、粗大ごみ処理施設(体制)の整備

### 3. 最終処分の現況評価及び問題点

現在、3箇所の最終処分場を併用し埋立処分を実施している。

各施設とも維持管理については民間委託により行っている。柏地区の最終処分場は残容量がなくなり、森田一般廃棄物最終処分場への搬入を実施している。各処分場の残余年数は未確認であり、合併に伴う残余年数の短縮化等の懸念がある。

自治体の規模から見て、3箇所の最終処分場を併用するのは非効率的であり、品目による埋立処分場所の設定(不燃ごみ／粗大ごみ／焼却残渣等)により効率的に運営していくことが望ましい。

以上から以下の問題点があげられる。

- ・ 3箇所の最終処分場の効率的な運営
- ・ 各処分場の残余年数と新規最終処分場建設のタイムスケジュール

### 4. 再資源化・減量化対策の現況評価及び問題点

現在、再資源化・減量化対策は、民間委託の形態をとっている。

今後、住民への啓発等、対策の充実化が必要である。

また、生ごみ処理機器の普及に関しても、今後広報誌等を通じて、更に普及促進に努めるとともに、利用方法等の啓発に努め、普及と同時に利用促進に努める必要があると考えられる。

- ・ 住民、事業者への啓発方法の検討
- ・ 生ごみ処理機器の普及促進、利用促進

### 5. ごみ処理の問題点の総括

- ・ 不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設を有しておらず、中間処理施設の整備が望まれる。
- ・ 再資源化、減量化対策の推進が必要である。



## 第3章 ごみ処理基本計画の検討

### I 収集・運搬計画の検討

#### 1. 分別の種類

ごみの分別は、ごみ処理の適正化の前提として行われることが多く、ごみ処理の中で収集運搬、中間処理及び最終処分の効率等に大きく影響をおよぼすため、十分な検討の上、慎重に決定する必要がある。

現在、つがる市におけるごみの分別方法は以下に示すとおりである。

- ①燃やせるごみ
- ②燃やせないごみ
- ③ペットボトル
- ④空きびん
- ⑤空き缶
- ⑥その他プラスチック類
- ⑦その他の紙
- ⑧紙パック
- ⑨新聞・チラシ
- ⑩書籍・雑誌
- ⑪段ボール
- ⑫粗大ごみ

現在、つがる市においては不燃ごみ・粗大ごみの中間処理施設を保有しておらず、資源ごみに関しては民間委託により再資源化処理を行っている状況にある。

当面、現状の分別方法を継続するものとする。

ただし、リサイクルセンター等中間処理施設を建設する際に必要に応じて分別方法の見直しを行うこととする。

## 2. 収集頻度

各地区の現状での収集頻度は表3-1の通りである。

可燃ごみは1～2回/週とばらつきはあまり大きくないが、不燃ごみ・各資源ごみは1回/週～1回/月とばらつきが大きくなっている。

収集頻度は、あまり多すぎると財政負担が多くなる上、効率が悪くなり、少なすぎると、住民の不満につながるなど、収集運搬効率、衛生面、住民サービスなどに影響を及ぼすため、計画を立てるに当たって、ごみの発生量などを勘案し十分に検討する必要がある。

また、収集頻度は資源ごみの分別率・分別精度にも影響するため、慎重に検討する必要がある。

表3-1 各地区における収集頻度

	木造地区	森田地区	柏地区	車力地区	稲垣地区
①可燃ごみ(燃やせるごみ)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
②不燃ごみ(燃やせないごみ)	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
③ペットボトル	2回/月	1回/月	1回/週	1回/週	2回/月
④空きびん	1回/月	1回/月	1回/週	1回/週	2回/月
⑤空き缶	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週	2回/月
⑥その他プラスチック類	1回/週	1回/週	1回/週	2回/月	2回/月
⑦その他の紙	1回/月	1回/月	1回/週	2回/月	2回/月
⑧紙パック	1回/月	1回/月	1回/週	2回/月	2回/月
⑨新聞・チラシ	1回/月	1回/月	1回/週	2回/月	2回/月
⑩書籍・雑誌	1回/月	1回/月	1回/週	2回/月	2回/月
⑪段ボール	1回/月	1回/月	1回/週	2回/月	2回/月
⑫粗大ごみ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年

資源ごみについては、分別収集を開始してから経過年数が少なく、収集量のデータについても十分に得られているとは言い難い面もある。また、現段階で収集回数を変更した場合、住民の不満・混乱を招くおそれもあるため、当面現状維持としてきた。

しかしながら、今後統一化が望ましいため、以下に今後の資料として、検討を行う。

※飲料用容器包装(空きびん・空き缶・ペットボトル・紙パック)

これらの廃棄物は、飲み物の容器としてまとめてとらえることが可能であり、中身が同じであっても、容器の変遷により排出量が上下する傾向がある。

また、比較的定期的に排出されるもので、まとめて捉え、収集頻度をそろえることにより、排出者の混乱も最小限に抑えることが可能であると考えられる。

びん類は家庭内での保管がやや困難で、保管期間が長く、量が増加すると、割れてリサイクル不可となる可能性がある。現在、収集量原単位の多い柏・稲垣は、収集頻度が1回/週、2回/月と他の地域と比較すると収集頻度の多い地域である。また、これらの品目については同時収集も可能な品目でもあることから、リサイクルを促す意味からも収集頻度を多くするメリットは大きい。

しかしながら、1回/週とすることは、財政負担増の面からもやや困難であり、2回/月程度が妥当であると考えられる。

※軽量物容器包装(その他プラスチック・その他紙類)

これらの廃棄物は、重量が軽いものの嵩張り、不定形物が多いことから家庭内での保管がやや困難となる。そのため、収集頻度が少ないと、可燃ごみ・不燃ごみ等への混入が増加し、リサイクル率が低下する傾向がある。

プラスチック類では、1回/週の収集を実施している柏では全市平均の2倍近い収集量原単位を示していることも考慮すると、1回/週の収集が望ましい。

※古紙類(段ボール・新聞紙・雑誌)

古紙類については、梱包により家庭内での保管が可能であり、集団回収等他のリサイクル方法もある。従って、他の資源ごみの収集頻度が増し、財政負担がやや増加する可能性が大きいことも考慮して、1回/月の収集頻度とする。

参考として、各地区別の資源ごみの人口一人あたりの年間収集量を表3-2に示す。

表3-2 各地区における資源ごみの年間収集量

		単位：kg/年・人					
		木造	森田	柏	車力	稲垣	合計
人口(H23年3月末現在)		17,156	4,811	5,312	5,294	4,521	37,094
ビン	無色	3.54	1.41	4.31	2.69	3.76	3.28
	茶色	4.48	3.63	5.10	5.49	4.94	4.66
	その他	0.89	1.33	1.15	0.90	1.18	1.02
プラスチック類	PETボトル	1.54	1.57	2.38	1.98	1.36	1.71
	その他	5.85	4.96	8.56	2.48	4.13	5.43
紙類	その他	0.93	0.45	1.40	0.51	0.70	0.85
	紙パック	0.05	0.03	0.03	0.04	0.01	0.04
	段ボール	1.40	0.87	3.55	1.39	1.63	1.66
	新聞	3.51	2.98	7.93	2.96	4.41	4.11
	雑誌	3.58	3.59	5.59	3.71	4.89	4.04
缶類	スチール	0.00	3.86	5.01	7.05	7.18	3.10
	アルミ	1.44	1.36	2.12	2.00	3.38	1.84
合計		27.22	26.03	47.12	31.19	37.57	31.74

### 3. ステーションの配置

現状でのステーション数と世帯数の関係は、表3-3に示すとおりである。

柏がややステーション当たりの世帯数は多いが、あまり大きな差はない。

従って、ステーションの配置は基本的に現況とおりとし、住民の要望等により検討を行うこととする。

表3-3 ステーション数と世帯数の関係

	木造	森田	柏	稲垣	車力	合計
ステーション数	280	77	69	81	117	624
世帯数(H22)	6,316	1,763	1,755	1,469	1,897	13,200
ステーション当たり世帯数	22.6	22.9	25.4	18.1	16.6	21.2

近くにステーションがあり、当番制などで自分の手で清掃している人は、ステーションはいつもきれいであるものと思っており、きれいに清掃されていればステーションが自分の家の前でもかまわないと思うものである。そのためには、清掃当番や路上を利用した近距離ステーションが有効であると思われる。

ステーションの形式としては、路上ステーションと常設ステーションに大きく二分されるが、路上ステーションは不法投棄されやすいため、基本的には常設ステーションを設置するのが望ましいとされている。従って、基本的に常設ステーションを設置することとするが、市街地等常設ステーションの設置が困難であったり、距離が遠くなる等の場合に限り、路上ステーションを設置することとする。ただし、前述の通り、路上ステーションは不法投棄されやすい為、標識は立てないものとし、地区内の人がそれぞれ集積場所を認識しておくものとする。

また、ステーションの清掃当番制を実施し、常にきれいにすることを心掛けることとする。

### 4. 収集形態

現状では全地区・全品目について指定ごみ袋での収集を実施している。

指定ごみ袋は、以下の観点から導入される場合が多い。

- ・透明・半透明ごみ袋の採用による分別の徹底化
- ・袋料金徴収による収集運搬の有料化

分別の徹底という観点からは、指定ごみ袋が複数種類存在する意義は薄いと考えられる。

しかしながら、有料化の観点から考えた場合、可燃ごみ・不燃ごみの袋と、資源ごみの袋に価格差を設定することにより、リサイクルを促すことも可能と考えられる。

有料化によるごみの減量効果は、他の地域の事例を見る限り、有料化当初のみの効果で

とどまり、数年の後に効果はなくなる事例が多い。

資源ごみの袋を低価格に設定することにより、住民に対してもリサイクルの金銭的メリットを与えることは、資源ごみ分別の習慣づけにもつながり、有効であると考えられる。

また、資源ごみについて、パレット回収を実施している自治体が多い。これは、同様に住民に対する金銭的メリットを与えると同時に、特に空きびんについて、排出過程で割れる危険性を軽減する効果もある。

パレット回収については、冬期間の積雪の問題、収集車両の問題等、課題も多いため、慎重に検討する必要があるが、収集形態については今後も有料化を含めて継続的に検討を行うこととする。

## II 中間処理計画の検討

### 1. 粗大ごみ・不燃ごみ破碎・選別・再資源化処理計画

現在本市においては粗大ごみ・不燃ごみ破碎・選別・再資源化処理施設を保有していない。そのため、粗大ごみ・不燃ごみともに最終処分場へ直接埋立処分している。

西北五環境整備事務組合において粗大ごみ・不燃ごみの処理施設については、現在その計画はない。

最終処分場の延命化とともに、リサイクルの推進の観点からも、中間処理施設の建設が必要と考えられる。

おおよその事業スケジュールは以下のとおり6年程度の事業期間が見込まれる。

初年度 (交付金対象外)	用地選定 循環型社会形成推進地域計画策定(県・国提出)
2カ年目 (以降交付金対象事業)	施設基本計画(施設規模・施設構成・処理フロー・事業形態) 各種現地調査(測量・地質調査)
3カ年目	施設基本設計(施設仕様) 生活環境影響調査
4カ年目	発注支援業務委託(発注仕様書作成等) 施工監理業務委託 工事発注(設計施工) 初年度詳細設計
5カ年目	工事 施工監理業務委託
6カ年目	工事 施工監理業務委託
7カ年目	供用開始

必要用地面積は4,000㎡程度、総事業費としては10億円程度が見込まれる。

### 2. 焼却処理計画

現在可燃ごみは西北五環境整備事務組合西部クリーンセンターにおいて、全量焼却処理を行っている。

同施設は基幹改良事業も実施され、ダイオキシン類対策緊急措置法への対応もされた施設である。

西北五環境整備事務組合において新焼却施設の計画があるものの、平成24年度以降の事業着手となる見込みである。

同施設が現段階で安定稼働していること、本市単独で焼却処理施設を建設するにはあまりにも非効率的となることを考慮し、今後も同組合でも共同処理を継続することとする。

### Ⅲ 最終処分計画の検討

現在本市では3つの最終処分場を有しており、平成22年度末現在の残容量は表3-4のとおり最終覆土分を控除して約21,027m<sup>3</sup>となっている。

表3-4 最終処分の現状

施設名称	木造稲垣一般廃棄物 最終処分場	森田一般廃棄物 最終処分場	車力一般廃棄物 最終処分場
使用開始	2003年度	1995年度	1994年度
埋立地面積	5,813 m <sup>2</sup>	4,600 m <sup>2</sup>	4,840 m <sup>2</sup>
埋立容量	24,860 m <sup>3</sup>	16,299 m <sup>3</sup>	15,413 m <sup>3</sup>
残容量	13,043 m <sup>3</sup>	4,137 m <sup>3</sup>	3,847 m <sup>3</sup>

現況のごみ量で推移した場合(減量化がなされなかった場合)の埋立処分量は平成23年度から計画目標年度の平成38年度までで25,988.9m<sup>3</sup>と推計され、この時点での残容量は1,786.1m<sup>3</sup>となり、平成33年度で既存処分場の埋立処分が完了する計算となる。

これに対して、仮に平成24年度から不燃ごみ・粗大ごみの中間処理を開始した場合の埋立処分量は18,278.1m<sup>3</sup>となり、残容量9,496.9m<sup>3</sup>、埋立完了は平成43年度という計算結果となる。

従って、減量化目標の達成により、既存処分場が10年間延命化される見込みとなる。

また、3処分場を今後も併用し続けることは委託費を含めた維持管理費の面でやや効率性に欠ける。木造稲垣一般廃棄物最終処分場については、被覆型処分場であるため、浸出水処理施設を計画的に経済的な運転を行うことが可能であり、最も新しい施設であることから2重シートなど信頼性は高い。従って、比較的汚濁負荷が高く、量の少ない焼却飛灰を木造稲垣一般廃棄物最終処分場に搬入し、その他の粗大ごみ・不燃ごみ・焼却残渣を他の2処分場へ搬入することにより、これらの処分場を早期に埋立完了・閉鎖することにより、施設の統一を図ることが効率的な運用となると考えられる。

#### IV 資源化・減量化・減容化計画の検討

##### 1. 減量化等の目標の設定

現在、国により、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という）が示されており、それに基づいた減量化等の実施が求められている。

つがる市のトレンド式による推計値と基本方針に示された目標値との比較を表3-5に示す。

表3-5 ごみの排出抑制及び再資源化に関する目標との比較（排出量）

		平成19年度 (基準)	平成22年度 (現状)	平成27年度 (推計)
総排出量 t/日	つがる市	27.48 (100)	27.76 (101)	26.91 (98)
	基本方針	100として		95
家庭系ごみ排出量 g/人・日	つがる市	524.0 (100)	549.4 (105)	575.3 (110)
	基本方針	100として		95
事業系ごみ排出量 t/日	つがる市	7.24 (100)	7.38 (102)	6.64 (92)
	基本方針	100として		95
再資源化率 %	つがる市	19%	18%	19%
	基本方針			25%
埋立処分量 t/年	つがる市	1,646.2 (100)	1,715.5 (104)	1,617.0 (98)
	基本方針	100として		78

表からわかるとおり、つがる市推計値は、基本方針に対して、事業系ごみ排出量を除いて、いずれの項目についても目標に達していないことがわかる。

要因としては、以下の点があげられる。

- ・可燃ごみを中心とした収集量の増加
- ・不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設整備の遅れ

ここで、家庭系ごみ(収集ごみ)量の増加については、前述のとおり、不法投棄対策・野



焼き対策の強化による部分が大きく、やむを得ない部分がある。

従って、それ以外の各項目について基本方針の数値を満足することを目標として、減量化等の目標値を設定することとする。

#### (1) 収集ごみ量の目標値の設定

収集ごみのうち、不燃ごみ量及び粗大ごみ量はトレンド式による推計結果は減少傾向にあり、そのままの数値を目標値とする。

資源ごみ量についての減量化は再資源化の推進に反するものとなる危険性があり、これについてもトレンド式による推計結果を目標値とする。

収集可燃ごみ量の減量化に主眼をおいて目標を設定することとする。しかしながら、今後も不法投棄対策及び野焼き対策を推進することを考慮すると、一人一日あたりの排出量を減少させることは困難であると判断し、現状の数値を維持することを目標とすることとする。

#### (2) 再資源化率の目標値の設定

基本方針に基づいて、25%を目標とするべきところではあるものの、既に多くの品目について分別収集による再資源化に取り組んでいる本市において、これ以上の資源化率増加は、中間処理施設の建設を行わずには困難である。

施設の建設は、基本方針の目標年次である平成27年度までには間に合わない。従って、25%は将来目標としてとらえることとする。

#### (3) 最終処分量の目標値の設定

基本方針に基づいて、22%削減を目標とするべきところではあるものの、再資源化率と同様に、中間処理施設の建設を行わずにこの目標値を満足することは困難である。

従って、再資源化率と同様に22%削減は将来目標としてとらえることとする。

以上に基づいて設定した、つがる市における目標値と基本方針に示された目標値との比較及び計画目標年次の目標値を表3-6に示す。

表3-6 ごみの排出抑制及び再資源化に関する目標との比較（排出量）

		平成19年度 (基準)	平成22年度 (現状)	平成27年度 (目標)	平成38年度 (目標)
総排出量 t / 日	つがる市	27.48 (100)	27.76 (101)	26.09 (95)	22.97 (84)
	基本方針	100として		95	
家庭系ごみ排出量 g / 人・日	つがる市	524.0 (100)	549.4 (105)	551.9 (106)	563.4 (108)
	基本方針	100として		95	
事業系ごみ排出量 t / 日	つがる市	7.24 (100)	7.38 (102)	6.64 (92)	5.41 (75)
	基本方針	100として		95	
再資源化率 %	つがる市	19%	18%	19%	23%
	基本方針			25%	
埋立処分量 t / 年	つがる市	1,646.2 (100)	1,715.5 (104)	1,587.8 (96)	1,157.1 (70)
	基本方針	100として		78	

以上の目標値を達成するための施策を以下に示す。

## 2. 減量化のための施策

### (1) 生ごみ処理機器の普及・有効利用促進

生ごみを家庭内で処理し肥料等に利用することによるごみの減量効果は、生ごみ自体の減量効果に止まらず、それに含まれる水分の他のごみ類に及ぼす影響を削減することによる減量効果が大きく期待できる。従って、生ごみ処理機器を普及促進させ、生ごみを削減することは、ごみの減量に大きく貢献すると考えられる。

これまで、本市においては生ごみ処理機器の購入のための補助金を交付し、普及促進に努めてきており、近年収集可燃ごみ量が減少していることから、ある程度効果が現れてきていると考えられる。今後は更なる普及促進に努めるとともに、広報誌による使用方法の啓発等、有効利用推進に努め、可燃ごみ量の減量化を目指すものとする。

### (2) 事業系一般ごみの減量化

排出ごみ量の1/3を直接搬入ごみが占めており、可燃ごみに関しては約4割が直接搬入ごみとなっている。収集ごみ量原単位が500g/人・日を下回る現状を考慮して

も、今後は直接搬入ごみの減量化に重点を置く必要があると考えられる。

全行政区域を収集区域としている現状から、直接搬入ごみの多くを事業系の一般ごみが占めているものと考えられる。

今後、産業廃棄物の混入を厳しく取り締まるとともに、事業所への啓発活動を中心とし、事業系一般ごみの減量化を推進するものとする。

#### ①啓発活動の推進

- ・各事業所へのごみ減量化ポスターの配布
- ・再生紙利用の促進

#### ②小売業者への協力依頼

- ・大型小売り店舗でのプラスチックトレイ、牛乳パックの回収ボックス設置
- ・簡易包装の推進

### (3)資源ごみ分別の徹底

広報誌・廃棄物減量等推進審議会等を通じた啓発活動により、各種資源ごみの可燃ごみ・不燃ごみへの混入を防止すると共に、収集形態(指定ごみ袋)の検討により住民に対する金銭的メリットを与え分別収集への協力推進を図ることとする。

### (4)学校教育等を通じた啓発

学校教育等を通じた啓発活動は、児童・生徒等への直接的な啓発のみならず、その家族(両親・兄妹等)への間接的な効果も期待できる。

学校授業にとどまらず、廃棄物処理施設への社会見学の実施等により、ごみの減量化の重要性を啓発し、環境意識の高揚を図る。

- ・学校単位での廃品回収の実施
- ・廃棄物処理施設(西部クリーンセンター、最終処分場等)の見学
- ・校外清掃の実施
- ・減量化ポスターコンクールの実施

### (5)家庭ごみの有料化

平成21年度の一般廃棄物処理実態調査結果によると、青森県内において、可燃ごみ処理の有料化を実施している自治体は八戸市など20市町村と、全40市町村の半分以上に上っている。不燃ごみ・粗大ごみについても同様に半数近くの自治体が有料化となっている一方、資源ごみ類についてはその比率が低くなっている。

これは、資源ごみを無料とし、その他を有料とすることにより、資源ごみの適切な分別の推進を図る意味合いもあると考えられる。

本市においては、可燃ごみの焼却処理を広域化により実施しているため、組合構成自治体との協議を行いながら、今後有料化の是非について検討を行うこととする。

表 3-7 青森県内における家庭ごみ有料化の実施状況

	手数料		
	有料	無料	収集無し
可燃ごみ	20	20	0
不燃ごみ	17	23	0
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	3	33	4
紙パック	6	28	6
紙製容器包装	2	26	12
金属類	9	27	4
ガラス類	9	30	1
ペットボトル	13	27	0
白色トレイ	6	12	22
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	3	13	24
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチックを除く）	3	5	32
布類	0	5	35
廃食用油	0	1	39
粗大ごみ	18	19	3

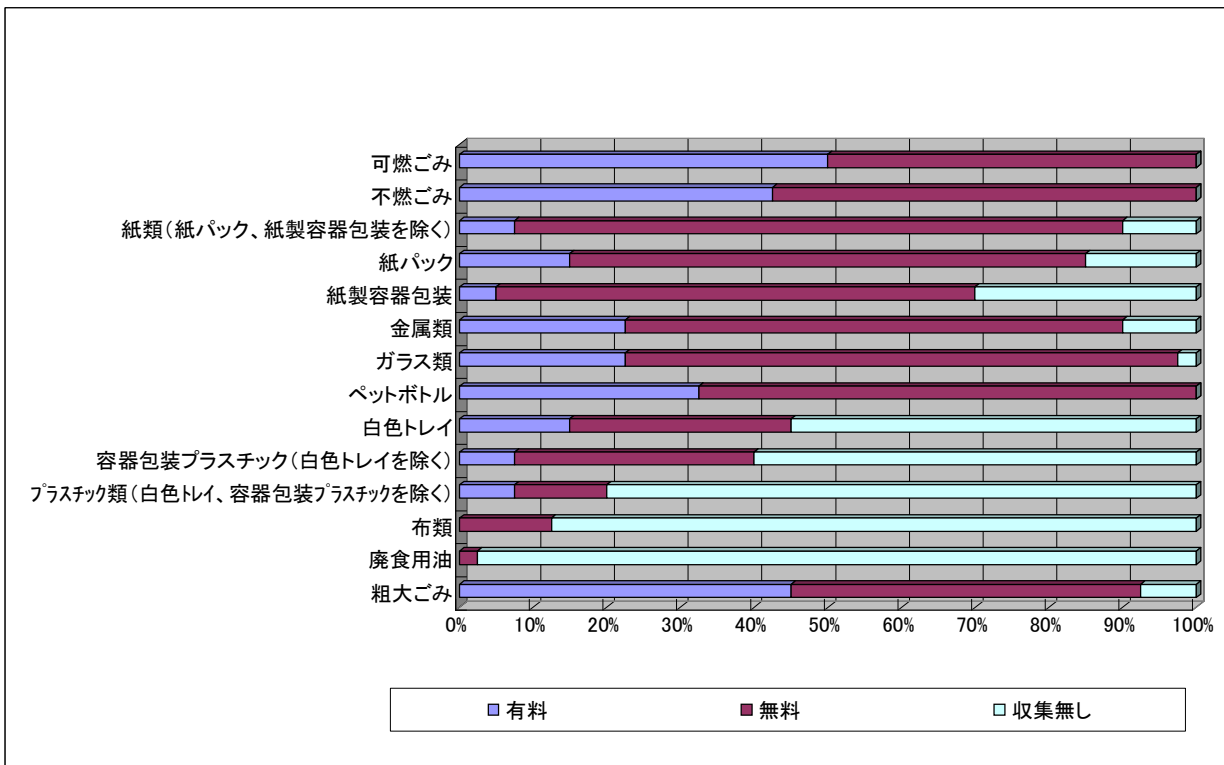


図 3-1 青森県内における家庭ごみ有料化の実施状況

(6) 生ごみ水切りの徹底

現状西部クリーンセンターへの搬入ごみ量の半分以上が水分となっており、その多くを生ごみの水分が占めているものと考えられる。

従って、可燃ごみ排出前の生ごみ水切りを徹底し、可燃ごみの減量化を図る。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### I 計画のフレーム

#### 1. 計画目標年次

平成38年を目標年次とする15ヶ年計画とする。

#### 2. 計画区域

つがる市の全行政区域とする。

#### 3. 計画人口

計画目標年次における計画人口を31,165人と設定する。

### II 収集運搬計画

#### 1. ごみの分別の区分

本市におけるごみの分別区分は、以下のように設定し、中間処理等を考慮し、導入・見直し等を行う。

- ①可燃ごみ(燃やせるごみ)
- ②不燃ごみ(燃やせないごみ)
- ③ペットボトル
- ④空きびん
- ⑤空き缶
- ⑥その他プラスチック類
- ⑦その他の紙
- ⑧紙パック
- ⑨新聞・チラシ
- ⑩書籍・雑誌
- ⑪段ボール
- ⑫粗大ごみ

#### 2. 収集頻度

ごみの分別区分毎の収集頻度は、可燃ごみ2回/週、不燃ごみ2回/月、粗大ごみ3回/年とし、資源ごみについては当面現状通りを基本とし、住民の希望・ごみ量・効率等を

考慮し、随時見直しを図るものとする。

### 3. ごみの排出容器

指定ごみ袋とし、今後有料化も含めて更に検討を行う。

## Ⅲ 中間処理計画

### 1. ごみの区分別の中間処理計画

- ①可燃ごみ … 全量焼却処理
- ②不燃ごみ … 全量破碎・選別処理
- ③粗大ごみ … 全量破碎・選別処理
- ④資源ごみ … 全量リサイクル

### 2. 中間処理施設計画

- ①可燃ごみ … 西北五環境整備事務組合西部クリーンセンター
- ②不燃ごみ … 新設中間処理施設
- ③粗大ごみ … 新設中間処理施設
- ④資源ごみ … 新設中間処理施設にてストック後委託処理

## Ⅳ 最終処分計画

- ・減量化・減容化により既存処分場の延命化を図る。
- ・既存処分場の効率的な運用を図る。

## V 資源化・減量化計画

### 1. 減量化等の目標

表 4-1 ごみの排出抑制及び再資源化に関する目標との比較

		平成19年度 (基準)	平成22年度 (現状)	平成27年度 (目標)	平成38年度 (目標)
総排出量 t / 日	つがる市	27.48 (100)	27.76 (101)	26.09 (95)	22.97 (84)
	基本方針	100として		95	
家庭系ごみ排出量 g / 人・日	つがる市	524.0 (100)	549.4 (105)	551.9 (106)	563.4 (108)
	基本方針	100として		95	
事業系ごみ排出量 t / 日	つがる市	7.24 (100)	7.38 (102)	6.64 (92)	5.41 (75)
	基本方針	100として		95	
再資源化率 %	つがる市	19%	18%	19%	23%
	基本方針			25%	
埋立処分量 t / 年	つがる市	1,646.2 (100)	1,715.5 (104)	1,587.8 (96)	1,157.1 (70)
	基本方針	100として		78	

### 2. 減量化のための施策

- (1) 生ごみ処理機器の普及・有効利用促進
- (2) 事業系一般ごみの減量化
- (3) 資源ごみ分別の徹底
- (4) 学校教育等を通じた啓発
- (5) 家庭ごみの有料化
- (6) 生ごみ類水切りの徹底